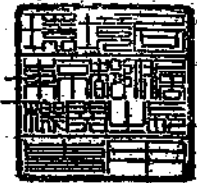


13 都環審第 7 号
平成 13 年 6 月 12 日

東京都知事
石原 慎太郎 様

東京都環境審議会
会長 横山 榮



ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条の規定による
対策地域の指定について（答申）

平成 13 年 5 月 24 日付で諮問のあったこのことについては、
別添「大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壤汚染対
策地域の指定」のとおりとすることは適当であると認めます。



大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類

土壌汚染対策地域の指定

対策地域の区域 大田区大森南四丁目 1.1 番並びに大田区道
1.2-1.4.6 号線及び 1.2-1.7.1 号線のう
ち別図のとおり

別図

大森南四丁目10番

区道12-146号線

大森南四丁目12番

区道12-171号線

線

大田区 大森南四丁目1.1番



対策地域の区域

0 5 10 15 20 25 30 40 50m

